

令和 7年 6月 9日

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆哉 様

石狩市文化財保護審議会

会長 三島 照子

「紅葉山 33 号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）」の市指定文化財指定について（答申）

令和 6 年 6 月 3 日付け石教文第 14 号で諮問された標記の件について、石狩市文化財保護条例第 4 条第 2 項、石狩市文化財保護条例施行規則第 4 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申

諮問の対象となった「紅葉山 33 号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）」については、その歴史的及び学術的な価値に鑑み、石狩市指定文化財として指定することは妥当と判断されます。

2 理由

当該資料は、続縄文文化前半期の墓に副葬された漆塗り弓です。全体に朱色の漆を塗り文様を描いて精工に仕上げたもので、当時の儀礼内容を示す貴重なものです。特徴として、弓の木質部は消失していますが、残存した塗膜部分からは弓全体の各所にトゲ状突起のある渦巻文を基調とした文様帯が見られます。このような漆塗り弓の類例はほとんど知られておらず、今後、北海道・東北地域の続縄文文化を考える上で重要な手がかりになる可能性をもっています。

また、同時期は漆製品自体が少なく、縄文・続縄文文化を通じた北海道の先史漆文化の最終段階を示す希少な資料のなかの一つとして歴史的価値を有するとともに、漆製品としての製作技術や装飾技法・文様の特徴は、他地域との関わりを考察する上でも重要なものです。

以上のことから、当該資料は市指定文化財にふさわしいものと判断されます。